平成28年7月1日

公共工事の前払金の使途拡大について（お知らせ）

知多市

平成28年5月27日に地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が公布・施行され、公共工事の前払金に関する事項が改正されました。

知多市では、この改正に合わせて、知多市建設工事請負契約約款を改正し、公共工事の前払金の使途を拡大します。

約款改正の内容

知多市建設工事請負契約約款第37条（前払金の使用等）を改正し、工事の受注者が前払金（契約金額の40%）及び中間前払金（契約金額の20%）を充てることのできる経費のうち、現場管理費及び一般管理費等について、使途の限定（労働者災害補償保険料及び保証料に限る）を解除し、すべての現場管理費及び一般管理費（ただし、上限は前払金及び中間前払金の25%）に拡大します。

約款改正の時期

平成28年7月1日

（平成28年7月1日以降に契約を締結する工事から適用します。）

平成28年4月1日以降に締結した契約への対応

平成28年4月1日から平成28年6月30日までに契約を締結した工事については、変更契約を行うことにより、前払金の使途拡大に対応できますので、発注者にご相談ください。

ご不明な点につきましては、発注課又は財政課までお問い合わせください。